

令和4年12月定例会 一般質問 下村佳史議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「誰もが安心して暮らせる街づくりについて」

○下村佳史 それでは、皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、香芝市議会自由民主党の下村が一般質問をさせていただきます。

まず初めに、12月10日から12月16日の間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間が全国で執り行われます。このことは、令和3年においては全ての閣僚がブルーリボンバッジをつけ、閣議に挑み、全国都道府県知事会、市長会、町村会、あわせて都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会の地方公共六団体からもバッジ着用に関する文書が発出されました。心ある議員の議会活動にあっても、執務中の職員においてもブルーリボンバッジを着用する自治体が少なからずありません。東京都知事、大阪府知事、沖縄県知事をはじめ、多数の首長、警視総監、大阪府警本部長をはじめとする全国の警察幹部までもブルーリボンバッジを着用して議場に入場しております。このことは、もちろんそれにとどまらず、広く人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るためのものであります。どうか今回の週間、啓発週間を踏まえて皆様のご理解をいただきたいとともに、今回の質問はその日本で住みよいまちづくりをつくるための質問ということで今の前段のお話をさせていただきました。

まず初めに、コロナ禍において、この3年弱の間に感染症対策として外出を控えている人が多い中、高齢者にとってさらなる優しい町、住みよいまちづくりにするには、医療、介護サービス、生活支援、予防サービスなど、介護予防サービスなどの介護予防事業、成年後見制度、買物弱者対策など、さらなる充実が求められてきています。また、学習活動やボランティアへの参加、就労などの社会の促進、認知症コーディネーターの充実なども必要となってきました。高齢者の方々に安心して暮らしていただくためには、地域全体で高齢者を支えること、そして地域での支え合い体制をつくり、長く健康な生活を送るために健康寿命を延ばすことが必要となってきました。そこで、コロナ禍により地域の高齢者はどのような影響を受けているか、介護予防教室等の参加状況や介護サービス利用状況を踏まえてコロナ禍が長引く中、高齢者はどのように影響を受けているかお聞かせ願いたいと思います。

これで私の壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 新型コロナウイルス感染症対策によりまして外出制限や人との交流が少なくなり、高齢者の身体活動は著しく制限されたことによりまして要介護状態の前段階と言われておりますフレイル高齢者の発生割合は高くなっていると考えております。

以上でございます。

○下村佳史 ただいま答弁の中でフレイル高齢者というお話がありましたけども、フレイルは加齢により心身が老い衰えた状態のことですが、早く介入して対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性があり、高齢者のフレイルは生活の質を落とすだけでなく様々な合併症も引き起こす危険があると言われていますが、市内のフレイル高齢者はどのくらいおられると推計されておるのでしょうか、よろしく願いいたします。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 統計を取っておりませんので正確な数値は把握しておりませんが、フレイル高齢者の割合を研究されている専門家の見解では、身体的フレイルに焦点を当て、体重減少や筋力低下などを一定の基準で判定したところ、おおむね高齢者の16%が該当されると考えられております。この見解に当てはめると、本市の令和4年10月末現在の高齢者人口1万8,843人のうち約3,000人がフレイル状態にあると推計されます。

以上でございます。

○下村佳史 今4年10月の高齢者人口が1万8,000ぐらいということをお聞かせ願ったんですけども、今後推測では20年が大体今の23.59%、そして35年になればもう30%を超えるという高齢者率が示されてるわけなんですけども、早急なやっばり対策が必要ということで、今のフレイル状況を少しでも改善していただきたいなと思いますけども、この市ではフレイル高齢者の方々が参加できる介護予防教室などを開催されていますが、参加状況はどのようになっているのでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 応募型で開催しております転倒骨折予防教室につきましては、令和3年度より計画どおり年間を通して実施しております。令和4年度では、11月末までに1,067の方が参加しておられ、前年の同時期と比較いたしますと約430人の増加となっております。

以上でございます。

○下村佳史 3年度はコロナでなかなか出控えておられる方があって、今この4年度、11月までに430人っていう今お話を願ったんですけども、まだまだますます増えるように事業を進めていきたいと思いますが、この介護サービスの利用状況などについてはどういうふうになっているのでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 要介護、要支援認定者数につきましては、本年10

月には 3,161 人となっており、昨年 10 月と比較いたしますと 133 人の増加となっております。過去 5 年間の推移につきましては、令和 2 年度以降の認定者増加率がコロナ前より約 3 ポイント上昇しており、コロナ禍におけます行動制限が少なからず影響しているのではないかと考えます。

介護サービス利用者数につきましては、令和 4 年 10 月末時点で 2,677 人、前年より 141 人の増加となっており、その内訳は居宅サービス 108 人、施設サービス 12 人、地域密着型サービス 21 人の増加となっております。

以上でございます。

○下村佳史 今お話を聞かせていただきますと要介護認定者や介護サービス利用者は増えてい
るみたいなんですけども、今後できるだけ増えていかないための対策として、先ほども言いま
したようにフレイル予防や健康寿命の延伸のための取組について、どのようにしていけばそう
いった事業、フレイルとか健康寿命を延ばすことができるのかお伺いしたいと思います。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 介護予防事業につきましては、高齢者の方が自由に
参加いただける転倒骨折予防教室や認知症予防教室、また虚弱な高齢者を対象としたフレイル
予防教室を実施しております。毎週参加いただくことによりまして運動習慣を身につけていた
だくとともに、ご自身に心身の状態を把握していただき、健康維持につないでいただいております。また、ご希望によりましては、地域やサークルに出向き、口腔機能向上や栄養改善など
の教室も実施しております。

以上でございます。

○下村佳史 確かにいろんな教室等を開いていただいておりますが、私の住む地域でも最近、といっても秋頃からサロンのような、サロンを開設されて今のような活動とかをされてますが、市内ではそういったサロン、またそれに似合った通いの場っていうのはどういう状況になっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 地域の皆様が主体となって活動されております通いの場におきまして、いきいき百歳体操を推進しております。また、本年度に入りまして市内 4 か所 90 名の方が新たに活動されまして、現在は 24 か所 389 名の方がご登録されておる状況でございます。

以上でございます。

○下村佳史 今市内で 389 人やったんかな、という人数の方が参加されてますが、これはほとんど、先ほども言いましたように、サロンの全員参加者でしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） こちらの 24 か所の内訳でございますけれども、老人クラブでの活動が 8 か所、自治会におかれまして 9 か所、サークル活動におきまして 7 か所、

合計 24 か所でございます。活動の場所につきましては、主に地域の集会所のほうで活動いただいております、そのような状況でございます。

○**下村佳史** 継続的な取組でなおかつ充実をしていただきたいと思うわけなんですけど、このいきいき百歳体操、参加すると僕でも楽しみがあるスタンプを押していただくと、それで集めたら、集めていくということなんですけども、ちなみにこれ、集め切ったら何か特典とか、そういう何かサービスとか楽しみが、高齢者でも毎回来ていただくためにはそういった、あれば参加しやすいと思うんですけども。もしなければ予定として何か考えていくようなことも、今後、何か 100 回ぐらい押さなアカンようなスタンプの台紙だったと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**健康部次長（国保医療課長事務取扱）** 精力的に参加いただくような体制を取らせていただいていると思いますけど、今後それをどのように活用させていただくかというのは検討させていただければと思います。

以上でございます。

○**下村佳史** ありがとうございます。そういった何かおまけがあればうれしいもので、それによって健康寿命が延びたり、また地域での交流がにぎわうということはなかなかすばらしいことだなと思って質問させていただきました。よろしくお願いします。

そして、高齢者の福祉計画、今第 8 期をやっておられるわけなんですけども、介護保険事業計画の推進状態について伺いますが、今どのような状況になってるのでしょうか。

○**健康部次長（国保医療課長事務取扱）** 第 8 期介護保険事業計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年を対象としております。本年度につきましては中間年となっております。コロナ禍の影響を受けまして令和 2 年度は軽度の方の介護サービス利用は控えられた形となりましたが、令和 3 年度以降はコロナ前のサービス量となっております。本市の特徴につきましては、高齢化率が低く、前期高齢者の構成比が高いことから要介護認定率が低い状況で推移しておりますが、認知症高齢者につきましては高齢者数の増加に伴い今後も増加が予想されることから、入居系のグループホーム及び在宅介護を推進するため、小規模多機能型居宅介護の整備を進めておる状況でございます。

以上でございます。

○**下村佳史** 今お聞かせ願いますと、8 期をつくる時はコロナがなくて、令和 3 年から 5 年までの 3 か年計画だったと、その中間点で、もう次の事業計画に向けてその中間の調査をしながら現状の課題とこれからの取組を図っていかなければならないと思うんですけども、どのように今お考えでしょうか。

○**健康部次長（国保医療課長事務取扱）** 次期の計画っていうところでよろしいでございます

か。

次期第9期介護保険事業計画につきましては、コロナ禍を経験されました高齢者の生活習慣や健康状態の変化について分析、検討を行い、効果的な施策につなげることが課題と考えてございます。国が目標に掲げております健康寿命のさらなる延伸のため、高齢者自らが介護予防に継続して取り組んでいただき、また地域住民がお互いを支え合い、守り合いや助け合い活動で相互につながる地域社会を築くことが重要であると考えております。今後も引き続き地域包括ケアシステムを構築し、支援を実施してまいります。

以上でございます。

○下村佳史 ありがとうございます。8期の取組をしながら9期に向けての改良、改革をしていただきたいというふうに思いますが、市としても高齢化が進む中、先ほどからも何遍も言ってますが、地域とのつながりを持ち、健康寿命を延ばす事業を今後も一層推し進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の項目に行きたいと思います。

障害者を支援する事業としては、昨年手話通訳者のオペレーターが手話言語などを通訳し、聞こえる人と聞こえない人が会話できる電話リレーサービスが公共インフラとして始まりました。また、物づくりやサービスの考案どきから、デザインする段階から障害者が消費者として参加して考えるインクルーシブデザインがありますが、今回本年5月25日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布施行されましたが、この趣旨、目的はどのようなものかお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長 この法律は、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、地域共生社会の実現を図るために制定されたものでございます。

以上でございます。

○下村佳史 内容を聞いてますと、我が市でも同法のような、関連した本市の現状の法律等もあったと思うんですけども、その点についてどんなのが、もしあるならばお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長 本市におきましては、平成31年3月策定の第2期香芝市障がい者計画及び令和2年4月1日施行の香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例、こちらの中で障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に向けた取組についてこちらの同法に先駆けて施策として定めているところでございます。

以上でございます。

○**下村佳史** 今のお話ですと、香芝市には香芝市手話言語及び障害者の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例等があり、今回の5月にできた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーションはより一層突っ込んだ法律だというふうに理解したわけなんですけども、この条例制定後の取組について伺いたいと思うんですけども、まず広く周知啓発することが必要だと今回も思うわけなんですけども、市民に対して理解の促進に向けた啓発活動としてはどういった取組をされるのでしょうか。

○**福祉部長** 12月3日から9日の障害者週間に合わせた周知啓発を目的といたしまして、広報「かしば」11月号への特集記事掲載に令和2年度より取り組んでおりますが、ホームページによる周知も継続的に行っておる状況でございます。

以上でございます。

○**下村佳史** ずっと令和2年度より随時この障害者週間に合わせて周知啓発をしていただいているということなのですが、情報を取得しやすい環境の整備、またコミュニケーション支援者の確保及び育成といった点についてはより理解を深めるためにも必要だと思うんですけども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○**福祉部長** 本市における具体的な取組といたしましては、聴覚障害のある人の情報取得の利用や意思疎通支援、こちらを確保するため、遠隔手話通訳サービスの実施、拡充、手話通訳者及び要約筆記者の育成、専任手話通訳者の常設、会議等へのヒアリンググループの設置等に取り組んでおります。また、障害特性の多様なニーズに対応したまちづくりの促進のため、点字プリンターの導入や合理的配慮の提供に関する事業への補助事業にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**下村佳史** 今のお話の中で聞き慣れないヒアリンググループ、ヒアリンググループだったと思うんですけど、このことについて説明していただけないでしょうか。

○**福祉部長** こちら、ヒアリンググループでございますけれども、こちらはマイクの音声をループ状のアンテナを通じて磁気に変え、それを補聴器が受信して聴覚に障害のある人が音声として聞くことができるシステムとなっております、これを利用することによりまして雑音が入らないクリアな音声聞こえるものとなっております。

以上でございます。

○**下村佳史** この台数っちゅうか、何台かっていうのがあるわけなんですよね、そんなもんじやないんですか。

○**福祉部長** こちらにつきましては、ワンセット社会福祉課のほうで準備させていただいております。

○**下村佳史** 故障する場合もあると思いますので、今後台数の増設を考えていただきたいというふうに思います。

そして、理解の促進に向けて市として職員に向けてはどういった対応をしておられるのか、また研修においても条例に基づき理解の促進に向けた研修がなされているというふうにまた聞いたわけなんですけども、その内容を教えていただけないでしょうか。

○**福祉部長** 職員研修におきましては、窓口で役立つような簡単な手話講習を人事課と連携しながら毎年実施してございます。また、今年度におきましては、視覚障害のある当事者の方を講師に招きまして、障害の特性に応じた接し方、対応の仕方などを学ぶ機会を設けました。今後も、庁内における障害のある方に対する理解等を深めるため、人事課と連携して様々な研修活動を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**下村佳史** この手話講習等はもう古くからされてるということで、たくさんの方が教室に参加されてるというふうに聞いておるわけなんですけども、この理解促進に向けて、手話や障害者とのコミュニケーション手段に大人になってからじゃなしに幼い頃から接する機会を持つことでより一層理解を深めていくことにつながると思うんですが、場は違うと思うんですけど、学校等における取組についてはどのようになって、福祉のほうで答えてもらえるならばそれで答えていただきたいなと思います。どのようになっているのでしょうか、お願いします。

○**福祉部長** 理解の促進ということにつきまして、教育部との調整にはなりますけれども、学校等におきましてはふだんからの教育活動全般において障害者理解への取組を進めていただいとるところでございます。今後も手話をはじめあらゆるコミュニケーション手段に体験的に触れることができるよう配慮しつつ、障害者理解、他者理解等の取組に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**下村佳史** 学校での外からの外部ティーチャーみたいな形で手話、聾の方だけでなしにあらゆる障害を持った方のその講演等もあると聞いてますので、より一層進めていっていただきたいなと、そして子供たちの理解を深めていただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

続きまして、現在取組の状況を踏まえて今後の取組についてはどういったことを予定されておられるのでしょうか。

○**福祉部長** 広報紙やホームページによります周知啓発活動のほか、市民や事業者への周知啓発推進を図る観点から条例周知及び障害理解啓発のパンフレットの作成、配布を行いたいと考えております。また、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指しま

して、現在奈良県が取り組んでおりますあいサポート運動を本市も推進し、運動の一環でございますあいサポーター研修を出前講座の拡充と併せまして積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下村佳史 ぜひとも奈良県も進めているあいサポート運動の、本市ではあいサポーター研修、充実して進めていただきたいと思います。

先ほどの答弁、何項目か戻るんですけども、先ほど合法的な配慮をする上での補助金事業にも取り組んでいるというふうにおっしゃられてました。今回のこの法律、新法、障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法につきましては、今回できて、予算をあらかじめ確保していくことが求められています、この法律。コスト以上に障害者の社会参加の機会が増えることで経済を含めて社会全体の発展にも貢献できるということをもっと認識していただいて事業を進めていただきたいと思います。最後になりましたが、このことについて、先ほど、初めに言いましたように、新法ができて予算をあらかじめ確保していくことが求められています、この法律。副市長、初めての本会議だと思んですけども、このことについて今後どのように推し進めていく考えか、また持っておられるかお聞かせ願えればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長 ご質問ありがとうございます。先ほどの部長の答弁とも少しかぶりますけれども、本市におきましては、香芝市障がい者計画及び香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例が推進法に先駆けて策定をいたしてございます。施策を定めてございますことから、今後におきましては一層財政措置等も踏まえて事業推進を図り、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○下村佳史 今日の高齢者と障害者という2点に絞って住みよいまちづくりについて、誰もが安心して暮らせるまちづくりについてお聞かせ願いました。ぜひとも、今の話をぜひとも推進していただいて少しでもよい我が町にしていだきたいというふうに思いまして、お願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。